

引原ダム湖面利用 届出書

提出日 令和 年 月 日

※利用年月日	令和 年 月 日	時 分から	(日間)	時 分まで	
※利用目的					
※持込用具					
※利用人数	幼児・小学生	中学生	高校生	一般	合計
	名	名	名	名	名
利用責任者	団体名				
	氏名	※			
	住所	※			
	電話番号	※	携帯電話		
緊急時連絡先	団体名				
	氏名	※			
	住所	※			
	電話番号	※	携帯電話		

※印は必ず記入してください

・緊急時連絡先は必ず連絡の取れる連絡先を記入ください。

◆ 引原ダムの湖面は、所定の使用申請をし、下記の事項を遵守する方に限り使用できます。

なお、不正な利用者については、以後の使用を禁止します。

【申請方法】

◇ 湖面利用届の提出は基本的には利用日の1週間前までとする。湖面利用届が事前に提出できない事情がある場合は、カヌークラブの営業日に限り、当日窓口でも記入提出も可能ではあるが、事前に利用の申し出は必要。

利用日がイベント、大会等で利用ができない事がありますので事前に音水湖カヌークラブのHPをご確認ください。

提出先：音水湖カヌークラブ <https://www.onzuiko.com> TEL/FAX 0790-73-0336

◇ 湖面利用届は事前に音水湖カヌークラブ FAX 0790-73-0336 または onzuiko.canoe@gmail.com へ直接お送りください。

【利用のできる範囲】

◇ 湖面の利用範囲は、網場より上流の区域で、市の指定した箇所とし、水際より5m離れた範囲とする。発着施設以外から発着しないこと。

【利用できる期間】

◇ 利用できる期間は、3月1日から12月31日までの間で、1日の利用は日の出から日没までとします。

ただし、増水時や各種の注意報が発令されているとき、またダムの管理上支障となるときは使用できません。

【利用の方法】

◇ 原則として3人以上のグループとし、監視役をつけること。(各自携帯電話を所持すること。)

◇ 利用できるポートは、手漕ぎ・足漕ぎとし、他の動力によるものは使用できません。

◇ 使用者は、常時救命胴衣を着用すること。

◇ 使用後は、一切の器具を湖面から撤収すること。

◇ 使用する者は、必ず使用者申請書に必要事項を記入し提出すること。

【その他】

◇ 自己の責任は、一切を使用当事者で負うこと。

◇ ダム管理所員、監視員の指示に従うこと。

◇ 釣りを目的とする者は、別に入川券を購入すること。